

永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第14号

永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

永平寺町国民健康保険税条例(平成18年永平寺町条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の6.0」を「100分の5.9」に改める。

第4条を削る。

第5条中「28,000円」を「24,000円」に改め、同条を第4条とする。

第5条の2第1号中「21,000円」を「17,000円」に改め、同条第2号中「10,500円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「15,750円」を「12,750円」に改め、同条を第5条とする。

第6条中「100分の2.8」を「100分の2.6」に改める。

第21条第1項第1号ア中「19,600円」を「16,800円」に改め、同号イ(1)中「14,700円」を「11,900円」に改め、同号イ(2)中「7,350円」を「5,950円」に改め、同号イ(3)中「11,025円」を「8,925円」に改め、同項第2号ア中「14,000円」を「12,000円」に改め、同号イ(1)中「10,500円」を「8,500円」に改め、同号イ(2)中「5,250円」を「4,250円」に改め、同号イ(3)中「7,875円」を「6,375円」に改め、同項第3号ア中「5,600円」を「4,800円」に改め、同号イ(1)中「4,200円」を「3,400円」に改め、同号イ(2)中「2,100円」を「1,700円」に改め、同号イ(3)中「3,150円」を「2,550円」に改め、同条第2項第1号ア中「23,800円」を「20,400円」に改め、同号イ中「21,000円」を「18,000円」に改め、同号ウ中「16,800円」を「14,400円」に改め、同号エ中「14,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の永平寺町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。